

# 第 13 章

## 罰 則

[法第91条～第97条]

# 第13章 罰 則

法第91条～第97条

## 都市計画法

第91条 第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市等の長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- (2) 第26条第1項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行った者
- (3) 第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定に違反して、開発行為をした者
- (4) 第37条又は第42条第1項の規定に違反して、建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者
- (5) 第41条第2項の規定に違反して、建築物を建築した者
- (6) 第42条第1項又は第43条第1項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者
- (7) 第43条第1項の規定に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者
- (8) 第52条第1項の規定に違反して、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は同項の政令で定める物件の堆積を行った者
- (9) 第58条の8の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第92条の2 第58条の9第2項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第93条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第58条の2第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第80条第1項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第82条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第94条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第91条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第95条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第52条の3第2項（第57条の4において準用する場合を含む。）、第57条第2項又は第67条第1項の規定に違反して、届出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲り渡した者
- (2) 第52条の3第2項（第57条の4において準用する場合を含む。）、第57条第2項又は第67条第1項の届出について、虚偽の届出をした者
- (3) 第52条の3第4項（第57条の4において準用する場合を含む。）、第57条第4項又は第67条第3項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者

第96条 第35条の2第3項又は第38条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

第97条 第58条の3第1項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、50万円以下の罰金

を科する規定を設けることができる。

第98条 第58条第1項の規定に基づく条例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

都市計画法による罰則規定のうち、開発行為関係の制限に関する事項は次の表13-1-1のとおりです。

(表13-1-1)

条 項	刑	違 反 内 容
第91条	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	① 第81条第1項の規定による市長の命令に違反した者
第92条	50万円以下の罰金	② 第29条第1項、第2項の開発行為又は第35条の2第1項の開発行為の変更を無許可で行った者 ③ 第37条又は第42条第1項の建築制限等に違反して建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者 ④ 第41条第2項の建築物の形態制限に違反して建築物を建築した者 ⑤ 第42条第1項又は第43条第1項の建築規制に違反して、建築物の用途を変更した者 ⑥ 第43条第1項の建築制限に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者 ⑦ 第58条の8の遊休土地に係る計画の届出に違反して、届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者
第92条の2	30万円以下の罰金	⑧ 第58条の9条第2項の規定による報告の拒否、又は虚偽の届出を提出した者
第93条	20万円以下の罰金	⑨ 第80条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を拒否し、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者 ⑩ 第82条第1項の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第96条	20万円以下の過料	⑪ 第35条の2第3項又は第38条に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

刑罰の対象となるものは、次の表13-1-2のとおりです。

(表13-1-2)

誰 が	誰 の	行 為 等
法人の代表者	法人の 又 は 人 の	業務又は財産に関して、上表の①～⑩までに掲げる違反行為をした場合には、行為者を罰するとともに、その法人又は人に対してそれぞれの罰金刑を科することとなっています。
法人の代理人		
法人の使用人が		
その他従業者が		
人の代理人		
人の使用人が		
その他従業者が		

